

平成 24 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社オートウェーブ
代 表 者 名 代表取締役社長 廣岡 大介
(J A S D A Q ・ コード 2666)

問 合 せ 先

取締役管理本部長兼法務・IR 室長 廣岡 耕平
電話 043-250-2669(代表)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 24 日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました戸谷雅美氏（以下「控訴人」といいます。）から提起された訴訟（控訴）について、平成 24 年 11 月 19 日に同人との間で訴訟上の和解をいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起から和解に至るまでの経緯

本件訴訟は、控訴人が原告として、去る平成 21 年 10 月 22 日に払込みが完了した第三者割当による当社新株発行において、当社から引受人となるよう要請を受けた事実はなく、また当社との間で引受契約、払込契約等を締結した事実もなく、何ら払込責任を負うものではないにもかかわらず、平成 21 年 9 月 18 日から平成 22 年 2 月 12 日までの当社公表書面において、虚偽の事実を摘示されたことにより控訴人の名誉が毀損されたとして、当社に対し、損害賠償と謝罪文の掲載を求めていた原審における原告の請求をいずれも棄却した判決に対する控訴審であり、当社は、控訴人の控訴をいずれも棄却するよう求めておりましたところ、平成 24 年 11 月 19 日に訴訟上の和解をするに至ったものであります。

2. 和解の相手方

- (1) 氏名 戸谷 雅美
- (2) 住所 東京都目黒区

3. 和解の内容の骨子

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、被控訴人が平成 21 年 10 月 22 日を払込期日として実施した第三者割当の方法による新株式の発行に関し、同日まで控訴人との間で正式な引受契約書が未作成であったところ、同日以前において違約金条項付きの同契約書が作成済みとの誤解を生む公表がなされたことにつき、遺憾の意を表する。
- (2) 控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (3) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、第一審、第二審とも各自の負担とする。

4. 今後の見通し

上記のとおり当社の控訴人に対する金銭負担はなく、本件による当社業績への影響は軽微であります。

以 上